

住民の訴訟の進行状況

2026年5月14日

1 撤回に関する訴訟

2024年5月15日 福岡高裁那覇支部判決：原告適格認める。

その後、国が上告受理申立

2026年4月27日 最高裁判所：国の上告受理を認める決定

2026年6月15日15時～ 最高裁判所で弁論期日

*一般的には、2, 3週間以内に判決
判決日は弁論期日で指定される。

2 不承認に関する訴訟

2025年8月 那覇地裁民事2部：事実上原告適格を認める。

*誰に原告適格を認めたのかは不明。

2026年5月14日14時～弁論期日

原告側が裁決の違法性について主張

①判断枠組み

②地震動

③B27地点の地質査の必要性

④調整係数の設定

⑤埋立の必要性がないこと

裁判所は上記②～④について被告に反論を求めている。

2026年8月20日(木) 弁論期日(7月末に国の反論が提出される予定)

*最高裁判決の内容によって、不承認に関する訴訟の進行に影響あり。

影響する場合：証人尋問を実施せずに判決する可能性あり。

影響しない場合：証人尋問を実施し、順調に進めば年度内判決か？

3 代執行に関する訴訟

2026年7月10日(金) 15時～弁論期日 那覇地裁民事1部

原告適格に関して、6月末に国の反論が提出される予定

以上